

平成29年度 第3回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成30年3月27日(火) 13:30~15:30
会 場	市役所東館3階 大会議室
出席者	委員長 神部 智司 委員 宮崎 睦雄, 川部 博子, 福田 晶子, 加納 多恵子, 浦野 京子, 大島 眞由美, 植田 英三郎, 西村 京, 寺本 慎児 欠席委員 森川 太一郎, 佐野 武, 上田 晴男 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美 芦屋市障がい者基幹相談支援センター 三芳 学 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海, 鳥越 雅也, 吉川 里香, 知北 早希 片岡 睦美 芦屋市障害福祉課 本間 慶一, 長谷 啓弘, 古川 寧子 芦屋市高齢介護課 篠原 隆志
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で13人中10人の委員の出席について成立。

2 事務局の紹介

3 議事

- (1) 養護者による障がい者虐待対応マニュアルの改訂について
- (2) 平成29年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- (3) その他

4 資料

当日配布資料

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

当日資料1 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアル本文(案)

当日資料2 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」対応フロー(案)

当日資料3 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」帳票一式(案)

- 当日資料4 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告（上半期）  
当日資料5 鈴木家の応援団！（小地域での権利擁護啓発セミナー資料）  
当日資料6 成年後見制度クイズ！（小地域での権利擁護啓発セミナー資料）

## 5 審議経過

### (1) 養護者による障がい者虐待対応マニュアルの改訂について

(地域福祉課 吉川)

- 当日資料1 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアル本文（案）  
当日資料2 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」対応フロー（案）  
当日資料3 芦屋市「養護者による障がい者への虐待」帳票一式（案）

(神部委員長)

委員の皆様方から何かご意見・ご質問いかがでしょうか。

(植田委員)

12ページの連携協力体制の整備のアとイについてです。アが、障がい者虐待防止センター（権利擁護支援センター）、イが権利擁護支援センターと、実質はアとイが同じのため、これらはまとめられるという説明でよかったですでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

そうです。今おっしゃっていただいたとおり、同じことを記載しているため、どちらの役割なのかが非常にわかりにくくなっていると感じています。そのため、アとイは合わせる形で記載をしたいと思います。

(神部委員長)

この委員会を経て、その後改訂版を発行することになるのですか。

(吉川委員)

はい。障がい者虐待対応マニュアルにおいてご意見をいただいたものに関しては、高齢者虐待対応マニュアルにも反映をします。双方が整いましたら、製本を行う予定です。

(植田委員)

障がいのある人への虐待は、家庭内などの地域で起きる場合と、施設で起きるものの両者があると思います。私自身の経験から考えると、施設で起きた虐待については、家族はなかなか言いづらい面があります。本虐待対応マニュアルは、家庭内で起きる虐待に視点を当てて記載されていますが、運用上で施設従事者にもさらに意識を持ってもらえるような、前文などは何かあればいいと感じました。

(地域福祉課吉川)

この虐待マニュアルを作成するにあたって、養護者による虐待を取り出して記載していますので、施設従事者および利用者による虐待に関しては、再度製本を行うことも必要かと考えています。その際には今のご意見を踏まえて、考え方の基本となるところはおさえていきたいと思っています。

また、後ほど権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センターからの報告にもありますが、施設従事者からの不適切な介護に関する相談は全くないわけではありません。その点に関しては、施設従事者への虐待防止に関する研修会は継続的に実施し、意

識をしていただくよう考えております。

また、30年度には障がい者福祉施設に向けた介護相談員派遣事業の実施したいと考えており、少しずつ外部の人が入ることで、施設内のサービス向上にも努めていただけたらと思っています。

虐待対応マニュアルの活用もあわせ、さまざまな方面で施設従事者向けのアプローチは進めてまいります。

(大島委員)

障がい者虐待対応の難しさの特徴が、恐らく高齢者虐待の場合以上に、本人の意思決定や意思確認に難しさが現れているのではないかと、今までの経験から感じていますが、本虐待対応マニュアルの中で障がいのある人の意思確認や、自己決定支援について触れられた箇所があまり目にとまりませんでした。そういった所の所見を活かして下さっている場所があれば教えてください。

もう一点、22ページでは、「正しい情報を収集するというスキルが必要です」という言葉がありました。また23ページの「Point!」にも「情報を早く正しく収集するスキルが求められ」という文言がありました。私も実際に虐待対応を行う中で、正しい情報を収集するということは、非常に難しいと実感しています。正しいかどうかよりも、客観的な情報か、幅広い視点で情報が集められているかなどの視点で情報収集を行うように心がけています。「正しい情報」と記載すると、実際に対応している者からすると、少し難しいといった印象を受けると思いますので、表現について検討いただければと思いました。

(地域福祉課 吉川)

障がいのある人の意思確認の難しさは、日々の業務の中でも感じているところです。当然、これに携わる障がいのある人の支援に携わる職業として、身につけておきたいベースのスキルということもあり、虐待対応マニュアルにそこを注視した形では記載をしていませんでした。15ページに「障がいのある人への支援の視点」として「自己決定への支援」について記載している箇所があります。現在、意思決定支援のガイドラインも発行され、通知も受けているような状況もありますので、それらも参考にしながら、15ページ(1)は記載内容を工夫したいと思います。

また、23ページにつきましても、ご意見を参考に検討いたします。

(神部委員長)

事務局から何か補足説明などはございませんか。

(事務局 吉川)

当日資料3に、様式をつけています。こちらの様式については、第1回権利擁護支援システム推進委員会で、頂いたご意見から修正を加えたものになります。

今年度は障がい者虐待の通報が少なかったことで、これを実際に活用した検証があまりできていませんでした。年末年始頃にケースが出たことから、これを使いまして記載を試みたところ、E票の中の「発生要因」で、本人の発生要因の項目が5つしかなく、これをもとに記録しようとしたときに、少し項目が足りないのではないかという話が現場でありました。この点については、高齢者虐待対応マニュアルを参考にしながら項目を見直し、発生要因の分析につながるよう努めたいと思っています。

また、CFシート書き方に関しても、実際の記載内容が、作成意図と認識がずれてい

たということがありました。高齢者虐待対応マニュアルについてご意見を頂いた際に、新しくできたマニュアルを使用して、研修会などを開いてほしいというご意見も頂いておりましたように、障がい者虐待対応マニュアルに関しても、研修などについて障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターと相談しながら進めていきたいと思っています。

(神部委員長)

E票では、具体的にどのような項目の追加を想定されていますか。

(事務局 吉川)

障がい特性に関する項目が、あったほうがよいのではないかと話があがりました。

また、養護者の欄にあります「不明である」という項目が本人の欄にあっても言いのではないかと、現場で業務にあたっている方や、既に出されていますマニュアルなども参考にし、項目を追加したいと考えています。

(大島委員)

私たちも日ごろ民生委員や地域の方との接点の中で、虐待の発見につながる情報を得ることもあります。恐らく民生委員たちも私たちもそうですが、障がい者相談支援事業所の方との接点が少なく、高齢者生活支援センターと同じく、地域にもっと存在や顔を知ってもらう必要があると思います。

別の勉強の機会で、実際に障がい者相談支援事業所の方から「地域の情報をどのようにして集めていますか」という質問を受けたこともあります。障がい者相談支援事業所の方が、今後は地域の方とどう接点を増やすのか、地域の情報をどのように得ていくのかについても、大きな課題だと感じています。高齢者生活支援センター職員もその中に入っていかななくてはいけないと思いますが、特に虐待の通報に関しては、情報がとても貴重な場合があります。実際に民生委員にしても自治会長にしても、まだまだ通報を挙げることに抵抗をお持ちの方が非常に多いため、より障がい者相談支援事業所の方との接点を増やすことは、大切だと思っています。

(障がい者基幹相談支援センター 三芳)

昨日の自立支援協議会においても同じ話があり、障がい者相談支援事業所は、地域住民の方とまだまだ距離があるというのを実感しているところだと伝えました。

課題解決をしていく中で、高齢者のように地域を巻き込み、地域の協力を得ながら解決策を模索するという視点が不足している点を障がい者相談支援事業所の課題として挙げています。民生児童委員協議会の障がい者部会では、障がい特性や障がい者相談支援事業所の紹介出来ても、民生委員全体や地区福祉委員会などでのアピール不足はありと実感しています。

(浦野委員)

民生委員も高齢者生活支援センターにつなぎ、ケアマネジャーを教えてください、そこで接点を得ながら支援しています。虐待通報の義務はあっても、障がいのある人に関しては、そのうち守秘義務的なものがあると感じており、支援機関などと相談しながら進めています。

見た目では障がいのある、なしがわからない場合もあり、民生委員も地域住民の方から気になることを多く聞きますが、守秘義務に関するところが心配に感じています。

この虐待対応マニュアルを見ながら、本当に障がいのある人への支援は難しいと再認

識しました。

(地域福祉課 吉川)

障がいのある人に関して、高齢者生活支援センターのように、気軽に相談しづらい状況が実情としてあるのは、今のお話を聞いてよくわかりました。

ただ、先ほども障がい者基幹相談支援センターの三芳センター長がおっしゃっていたように、顔の見える関係ができれば、相談をしていただきやすくなる場所もあると思います。今は障がい者基幹相談支援センターの方は、地域発信型ネットワーク会議などにも出て行かれ、少しお顔を知っていただくような働きかけも行っています。そういった地道な活動を通じて、少しずつ機関の名前や顔を認識していただき、相談をしてもらいやすい関係性をつくっていったらと思います。

また、障がいのある人は、高齢者のようにある・ないはわかりにくい方も多くいらっしゃいます。そういう意味では障がいのある人への相談窓口は、障がいがなくとも相談を受けますというように、門戸を広げていますので、少し気になる方がいらっしゃる場合には、ぜひご相談ください。

(神部委員長)

大島委員と浦野委員のご指摘、ご発言の内容をまとめると、通報に抵抗があるということ。そして、その抵抗は、個人情報の守秘義務に基づく、ためらいにつながっています。

そのことを考えると、通報に対する抵抗をなくし、少しでも抵抗感を軽くするための対策として、改めてこの虐待対応マニュアルを見ると、個人情報保護に関する記載が14ページにあります。

ほかのページで使用されているように、「ポイント」という形でビジュアル的に地域の方々の安心感につながるような書き方や、目につきやすい記載方法をご検討いただくことは可能でしょうか。

(地域福祉課 吉川)

記載の目にとまりやすさや、個人情報について、配慮して行っているのが伝わるような形に工夫を行いたいと思います。

(加納委員)

先ほど障がいのある人の特性という言葉が使われましたが、障がいのある人の特性とは一体なんでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

具体的な例を言いますと、個人によるさまざまなこだわりなどを、専門職の支援者は特性という形で表現をします。

例えば、自分が気になってしまうとどうしてもそこに固執をしてしまうことや、同じことを何回も気が済むまで繰り返し聞いてしまったりすることがあります。また、毎日のルーティンが決まっていて、そのルーティンがちょっとした拍子に変更になるとパニックになってしまったり、ということもあります。このような様子を、特性と表現をしています。障がいのある人の理解については、権利擁護支援者養成研修の講座の中に、障がいがある人の特性理解といった講義も設けています。

また、民生委員の障がい者部会で話をさせていただいたこともあります。そういったことも続けながら、障がいのある人の特性についても理解していただけるように働きか

けを行っていきたいと思います。

(加納委員)

地域の方から「ちょっとこのごろ様子が変よ」などといった言葉で情報をいただくことがあります。

民生委員は、できるだけ早く社会福祉協議会や高齢者生活支援センターに相談を行うようにしています。その経過で対応が少し遅れていくかもしれないことを、民生委員はすごく悩みます。

今も浦野委員が言われたように、事を大きくしないだろうかなど、地域に広まっていかないように優しくそっと支援したいという気持ちが民生委員は強くあります。特にそういう点では、障がいのある人に対しては悩みます。

先ほどの説明にあったように、高齢者虐待対応と障がい者虐待対応のマニュアルの中身が少し違うこともわかりましたので、この虐待対応マニュアルをきっかけにそれぞれの支援方法についても考えていきたいと思っています。

(地域福祉課 吉川)

高齢者への虐待対応が先行して系統的に進んでいる中で、障がいのある人への虐待対応は後追いの形でできてきたところもあります。ケース数も高齢者虐待は年間約50件ありますが、障がいのある人への虐待は、10件ほどです。そういった状況からも、この会議などシステムを検討する場を活用しながら委員の皆様から経験を通したご意見を頂戴し、よりよい支援に反映させていきたいと考えております。虐待に関わらず障がいのある人への支援というのは、やはり難しい面も多々ありますので、各種専門家の方や、地域の方からのご意見もいただきながら進めていけたらと思います。

(2) 平成29年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告について  
(権利擁護支援センター 脇)

当日資料4 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告(上半期)

(神部委員長)

今年度の権利擁護支援者養成研修受講者のうち、人材バンク登録者は24名で、そのうち、18名の方が障害者相談員派遣事業の研修を受講したということですか。

(権利擁護支援センター 脇)

障害者相談員派遣事業の研修については、平成29年度だけの受講生だけではなく、平成22年度以降の受講修了生全てにお声掛けした結果、18名となりました。

(神部委員長)

来年度からは高齢者福祉施設12施設に加え、障がい者福祉施設への派遣についても取り組まれていくということですが、障がい者福祉施設の派遣先は、どれぐらいありますか。

(地域福祉課 吉川)

今のところ通所型のところも含め3施設を予定しています

(神部委員長)

この3施設は、こちらからの呼びかけに応じてこられたということですか。

(地域福祉課 吉川)

来年度の30年度の実施に向けまして、利用者が多い事業所や、長く事業を運営して下さっているところに説明を行いました。

(大島委員)

2ページから後見センター機能の説明がありますが、3ページにあります後見事務の数値は、法人後見業務に含まれるものの件数という理解でよかったですか。

(地域福祉課 吉川)

はい。

(大島委員)

もう一つ、福祉サービス利用援助事業の件数ですが、これは権利擁護支援センターとして受任していただいている件数ですか。

(権利擁護支援センター 脇)

そうです。

(大島委員)

社会福祉協議会が受けている件数は別ですか。

(権利擁護支援センター 脇)

別です。社会福祉協議会が受けている件数は現在50件です。

1点市民後見人に関して追加で報告します。

昨年度市民後見人推薦システムが整い、市民後見人は人材バンク登録者の中から、要件を満たした方に、市民後見人を活動内容として登録することに関する説明を行い、現在2名が市民後見人を活動内容として人材バンクに登録をしています。現在PASネットが法人後見を受任している高齢の方を市民後見人に移行しようと、2月の専門委員会を経て、進めております。専門委員会の委員の皆様からのご助言もあり、候補者として推薦する前に、まずは後見活動支援員として一定期間関わっていただき、相性など確認したうえで、推薦する予定になっています。

(大島委員)

市民後見人について、今後活動が安定してくると、PASネットで受けてくださっている他の被後見人の方も、市民後見人に移行していく方向性で進められるということですか。

(権利擁護支援センター 脇)

そのように考えています。

(宮崎委員)

法人後見では、日常の金銭管理など、内部でのバックアップやチェックは、どのようにとっていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

権利擁護支援センターの中で、二重チェックになっています。金銭に関しては担当者と管理職が二重チェックを行っています。また、年2回の内部監査も行っています。

(福田委員)

市民後見人の活動登録は2名ということで、市民後見受任に向け後見活動支援員としてまずは関わっているとの話がありましたが、後見活動支援員の5名のうち、2名の方が市民後見人として登録しているということですか。

(権利擁護支援センター 脇)

はい。要件としては、概ね1年人材バンクの活動を行った方が、市民後見人の人材バンクに登録できることとなっています。

そのため、今2名の方は1名が後見活動支援員、1名は全てに登録し活動していただいています。

(福田委員)

この登録者の活動状況は、複数を登録している方もいらっしゃるのですか。

(権利擁護支援センター 脇)

1人の方が複数の項目で活動していますので、延べ人数になります。

(神部委員長)

人材バンク登録者の中で、生活支援員として2名の方が活動しており、そのうち社会福祉協議会の事業にて2名の方が活動しているということですので、実際にはこの人材バンク登録者の方と社会福祉協議会の職員の方で福祉サービス利用援助事業を運営している現状かと思えます。現時点で事業利用者が50件あり、また脇センター長の印象としてニーズが増えている実感をお持ちであることから、今後福祉サービス利用援助事業へのニーズは増大していくことが予測されます。そこに対応していくための人員体制をどのように整えていく予定ですか。

(権利擁護支援センター 脇)

生活支援員が足りないというのは現状の問題であり、報告では2名となっていますが、現在プラス1名で3名の方が人材バンクに登録し活動しています。ただ、社会福祉協議会の生活支援員は、直接契約をしている方と、人材バンクを通して契約している方とに分かれていますので、全員の数ではありません。

現在も社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業のニーズは増えていますので、生活支援員を4～5名増員したいと、人材バンクに依頼が来ています。今後は権利擁護支援センターでマッチングを行い、契約の話を進めていきたいと思っています。

(神部委員長)

別の自治体では、介護認定審査会の中で認定調査票を見ていると、金銭管理で特記事項があり、支援が難しいと感じています。このような金銭管理支援に対するニーズは、脇センター長がおっしゃるように、確実に増えているという実感があります。やはり成年後見制度の補完事業という位置づけでもあるため、この福祉サービス利用援助事業に対する認知度をより一層高めていき、金銭管理に困っている方に対して、事業の利用にスムーズにつながるような仕組みを、今後より一層つくっていただきたいと思っています。

### (3) その他

ア 障がい者施設従事者向け研修会の報告

(障がい者基幹相談支援センター 三芳)

イ 平成29年度権利擁護支援フォーラムの報告

(権利擁護支援センター 脇)

ウ権利擁護啓発セミナーで用いた「紙芝居」について

(権利擁護支援センター 脇)

当日資料5 鈴木家の応援団！(小地域での権利擁護啓発セミナー資料)

当日資料6 成年後見制度クイズ！(小地域での権利擁護啓発セミナー資料)

(権利擁護支援センター 脇)

実際にご協力いただきました植田委員と西村委員から補足をお願いします。

(植田委員)

私は3カ所行かせていただき、結果は「よかった」と感じています。講演などのセミナー形式で行うよりも、関心を持ってもらうことができ、クイズも効果的だったと思います。後見人の役割が比較的わかりやすく、理解してもらえたと思います。

また民生委員、福祉推進委員の中で女性が多く参加されていました。ある集会所に行った際には、男性は私1人で、あとは全て女性の民生委員や社会福祉協議会の女性職員でした。地域の女性が大変頑張っている反面、男性ももう少し頑張らないといけないのではないかと感じました。

(西村委員)

私は1カ所参加させていただきました。植田委員がおっしゃるとおり、すごく反応はよかったです。見てくださっている方から、ビンビンと反応が返ってくる感じで「よかった、やっと疑問が解決した」と言ってくれる方も多かったので、とても効果的なセミナーになっていたと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

ありがとうございました。

(神部委員長)

それでは予定しておりました議事を全て終了いたしましたので、ただいまをもちまして、第3回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

(閉会)